

## ほくしんキャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、カードの利用は、当組合および次項に記載する提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- (2) 当組合および当組合がオンライン預金自動支払機の共同利用による預金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して預金を払戻する場合。
- (3) 当組合および当組合がオンライン自動振込機（振込を行うことができる支払機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当組合の所定の取引をする場合。

なお、法人キャッシュカードは、当組合以外の預金機、支払機、振込機ではご利用できません。

### 2. (預金機による預金の受入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の種類により当組合または提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合および提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の種類により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、提携先の支払機(店外CDを含む)による1日あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。この場合に払戻請求金額と後記5. に規定する自動機利用手数料が払戻すことのできる金額を上回るときは、その払戻しはできません。

### 4. (振込機による振込)

振込機（振込機能を有する預金機、支払機を含みます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機、振込機を使用して預金の預入れ、払戻し、振込をする場合には、当組合および提携金融機関所定の預金機、支払機、振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」と

いう。)をいただきます。

- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し、振込時に、通帳および払戻請求書なしで、その預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、預金口座から振込資金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預金口座から自動的に引落します。

#### 6. (代理人による預金の預入れ・払戻し)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ、払戻し、振込をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (3) 法人カードの場合、代理人カードの発行はできません。

#### 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機、支払機、振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金の預入れ、払戻し、振込の依頼をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱はしません。
- (2) 前項(1)による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に署名または記名、金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、振込の場合は、振込依頼書も提出してください。

#### 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードによる預入金額、払戻金額、振込金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の現金自動預金支払機で使用された場合または当組合本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは氏名、代理人、その他届出事項に変更があった時は、直ちに本人が書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって取引店に届出てください。
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

#### 10. (暗証照合等)

- (1) 当組合の現金自動預金支払機によりカードを確認し、その操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうへは、カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。
- (2) 当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

### 1 1. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れ・払戻しまたは振込をする際に、当組合所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

### 1 2. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適切と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 後記 13. に定める規定に違反した場合。
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。
- (4) 当組合所定の方法によりカードを送付したにもかかわらず、通常到達すべき時から当組合が定める一定期間を経過してもカードの受取がなかった場合には、当組合はカードの利用をとりやめたものとみなし、カード契約を解約することができます。  
この場合、自動機利用によるカード取引ならびに通帳のご利用ができなくなりますのでご注意ください。再度、自動機をご利用される場合には、新規にカード契約の申込が必要となります。

### 1 3. (カードの所有権、譲渡・質入れの禁止)

- (1) カードの所有権は、当組合に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

### 1 4. (規定の適用)

この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定または総合口座取引規定および貯蓄預金規定のほか関連する規定が適用されるものとします。

### 1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上